

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 11 日付鳥取県告示第 765 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊田 熊蔵	倉吉市富海字狼谷 1002 の 2
伊田 直行	〃
伊田 貞一	〃
下吉 しま	〃
河本 春市	〃
岩田 政雄	〃
金丸栄太郎	〃
高見貞次郎	〃
高見米太郎	〃
高田 勇吉	〃
高田世太郎	〃
高田清太郎	〃
高田仙太郎	〃
山本 好治	〃
山本 浅蔵	〃
山本伝九郎	〃
市村 宗一	〃
市村 秀吉	〃
市村 正	〃
市村 石蔵	〃
市村 尊義	〃
市村 稔	〃

市村たけ子	〃
市村啓太郎	〃
市村新次郎	〃
松山 宇一	〃
松山貞太郎	〃
松田 芳蔵	〃
松島幸次郎	〃
松嶋 留蔵	〃
上山 岩松	〃
上山 直平	〃
上林 一行	〃
上林 清温	〃
上林長太郎	〃
森 為蔵	〃
森 光美	〃
森 高国	〃
森 敏光	〃
森 友則	〃
森石 秀春	〃
森石 増市	〃
森本 肇	〃
森本 利平	〃
森本左武郎	〃
森本千代松	〃
前田治三郎	〃
竹内 年蔵	〃
竹内喜代治	〃
中川 伝蔵	〃
田中弥三郎	〃
浜田 熊治	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

丸山 齊	倉吉市富海字赤岩 945 の 5
吉信 利一	〃
戸崎 友市	〃
石坂 菅子	〃
大田 昭子	〃
仲村 盛敬	〃
長尾 淳悟	〃
藤原 法	〃
涌島 忠雄	〃
涌島くめの	〃
丸山 齊	倉吉市富海字赤岩 945 の 6
吉信 利一	〃
戸崎 友市	〃
石坂 菅子	〃
大田 昭子	〃
仲村 盛敬	〃
長尾 淳悟	〃
藤原 法	〃
涌島 忠雄	〃
涌島くめの	〃
和泉 与吉	倉吉市富海字長谷田平ラ 965
島田 三郎	倉吉市富海字勝負谷 970 の 1
有限会社 長石商店	倉吉市富海字勝負谷 970 の 3
和泉 与吉	倉吉市富海字神坂谷 983 の 1
和泉 興吉	倉吉市富海字神坂谷 983 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課